

明治四十年五月三日 陸軍 陸務局

通第一九三三

明治四十年五月三日

陸務局

外務大臣子爵丹 董 敬

陸務局

陸務局

陸務局 陸務局

口露子付中 陸軍省、依託依り為前
 所屬河底電線布設中 陸務局に依り
 右河底電線より 密領「アレキサンドル」川
 引揚底電線布設、又右河底電線之
 方回着より 密領、依託に付 来ルル七月
 以 沖繩丸ヲ派セ工子施リ、見込ニ有之
 陸ルニ有電線引揚、密領國領地内ニ係ル
 平ノ有之出ニ付、以義務メ密領國ニ其
 通知及至度、以右河底電線引揚、
 陸務局 敬

13 沖繩丸

陸務局

13

5-0216

0007

明治

日

月

日

イニ号

山

山

東京

電報

電送第一〇八〇號

明治40年5月4日 2時11分

北野 如野使

英八伴

陸軍省へ 昨六七月頃 且所屬海軍省電線

布設船沖隈丸ヲ中ノ日 露ノ件ニ 構

大西馬島より露領へアキサントニシヨ

外務省

布設丸軍用海軍電線ヲ我領地内ニ陸

揚ケスルニ事ニ 露ノ電線ニ 未カク 露ノ領地ニ

電線ヲ布設スルニ 露ノ電線ニ 未カク 露ノ領地ニ

電線ヲ布設スルニ 露ノ電線ニ 未カク 露ノ領地ニ

イニ号

5-0216



手文

明治
年
月
日
日
時

21

電送第1301號
明治40年5月23日 1時30分發

吉野
吉野ノ使

沖良子

御電ハ八師ノ件
御電ハ八師ノ件
御電ハ八師ノ件

沖優丸
沖優丸
沖優丸

外務省

ノ送付
ノ送付
ノ送付

13

5-0216

0009

平

明治

月

日



山



手紙

電送第 1379 號
明治 20 年 5 月 29 日 3 時 50 分



13

次

立寄

在野

本

卯二三

宛先 八幡海上、船名不明

沖繩丸、五月廿七日、船名不明、宛先不明

外務省

ア

5-0216



同

大臣
次官

政務
通商
人事
會計
取調

20.89
暗

露都癸四。五、三、一、四、一。
本省着四。六、一、前、五、三。

林外務大臣

在露都

本野公使

第一四五号

貴電第一三三号ニ関シ先日来度々催促シ又
昨日モ外務省ニ就キ問合ハシタル處露國海
軍省ニ於テハ沖繩丸以遣ニ異議無キヲ以テ
其旨管轄官廳へ申遺ハシ置キタレ此後ハ
問題ニ関シテ意見ヲ徴スル必要アル出先
總督府ヨリ何等ノ返事無キヲ以テ未カ公
然ノ回答ヲ能ハズモ二三日中ニ何分

ノ回答ヲ成スヲ得ルナラント説明セリ

長崎の要路
通行の工務課

福田 持河

會計
取調

軍省ニ於テハ沖繩丸以遣ニ異議無キヲ以テ
其旨官轄官廳ニ申遺ハシ置キタル此後
問題ニ関シテ意見ヲ徴スル必要アル出先
總督府ヨリ何等ノ返事無キヲ以テ未カ公
然ノ回答^ヲ能ハズモ二三日中ニ何分

野公使
催促シ又
露國海

ノ回答ヲ成スヲ得ルナラント説明セリ

大臣

次官

政務

通商

人事

會計

取調

生

No.

2/13

西暦年表月日記録編纂後

解任

№2116

西暦二十年一月一日午至二五。露京宛
二日午至二〇〇のち者着

林外務大臣 本野三使

加口ハ号

陸軍省
陸軍省第一〇五号ニ寄リシ

沖繩九派遣ノ件 美支ナキ旨

六月一日露京外務省ヨリ公使ノ

通知アリタリ

(陸軍省(寫送付ス))

19

文書部長

明治四十年六月八日接受

42

浄書原

明治四十年六月四日 同 月八日 發地

郵務局長

止

澤野 村外取方止

山形県佐竹太五

送第一四九號

商工領地内一沖縄九派迄、

件四卷

四十年六月十日

外務省

海底電線引松あり、商工領地内、沖

縄九派迄、件三卷し、前日三百付あり

一九二二年前より、中域、極る承在、字

至、早業あり、現、事業、及電線、

中、有、在、差、其、カ、ト、進、取、

取、取、取、取、取、取、取、取、

電、電、電、電、電、電、電、電、

5-0216

0014

あつた

外務省

5-0216

0015